

TOKIO MARINE
NICHIDO2010年4月1日
以降始期用

ヨット・モーター・ボート総合保険

この保険は、ヨット・モーター・ボート・水上バイク等の小型船舶にかかる
様々な事故による損害または傷害を補償するものです。



万一の備えも、プレジャー・ボートの必需品です 東京海上日動のヨット・モーター・ボート総合保険

ヨット・モーター・ボート総合保険の特色

ヨット、モーター・ボート、水上バイク等の小型船舶*を対象とし、

- ① 船舶の不測かつ突発的な事故による損害に対する修理費等を補償 → **船体保険** (船体条項)
- ② 船舶の所有・使用・管理に起因する対人事故または対物事故によって**損害賠償責任を負った場合を補償** → **賠償責任保険** (賠償責任条項)
- ③ 搭乗者が**ケガを負った場合を補償** → **搭乗者傷害保険** (搭乗者傷害危険担保特約条項)
- ④ 搭乗者が遭難した場合の**捜索救助費用を補償** → **捜索救助費用保険** (捜索救助費用担保特約条項)

*保険の対象となる船舶は右記のものに限ります。 a.帆走ヨット b.総トン数20トン未満の営業用でないモーター・ボート c.総トン数5トン未満の船舶ただし、次のものを除きます。 水中翼船、ホバークラフト、漁船(つり船は除きます。)、作業船、貨物の運搬を業とする船舶、手こぎボート、ゴムボート

ご契約方法

ご希望に応じて補償をお選びください。



基本補償 として **船体保険** (船体条項) または **賠償責任保険** (賠償責任条項) のどちらか一方または両方を必ずご契約ください。

オプション として **搭乗者傷害保険** (搭乗者傷害危険担保特約条項) または **捜索救助費用保険** (捜索救助費用担保特約条項) を選択してご契約いただくことができます。

**基本
補償**

船体保険



不測かつ突発的な事故により
船舶に生じた損害を補償します。

→ P. ②③

賠償責任保険

(賠償責任条項)



船舶の所有・使用・管理に起因して他人の生命・身体を害すること(対人事故)により、または他人の財物を滅失・破損または汚損すること(対物事故)により、法律上の**損害賠償責任を負担**することによって被る損害を補償します。

→ P. ④

オプション

搭乗者傷害保険

(搭乗者傷害危険担保特約条項)



船舶に搭乗中の人が急激かつ偶然な外来的
事故により死傷した場合に、
保険金をお支払いします。

→ P. ⑤

捜索救助費用保険

(捜索救助費用担保特約条項)



船舶に搭乗中の人が
遭難した際の、
捜索救助費用を補償します。

→ P. ⑤

上記補償に付随してセットできる特約(オプション)は

→ P. ⑥

保険料例やおすすめセットプランのご案内は

→ P. ⑥

※保険の対象が水上バイクの場合は、基本補償として「賠償責任保険(賠償責任条項)」、「搭乗者傷害保険(搭乗者傷害危険担保特約条項)」、「捜索救助費用保険(捜索救助費用担保特約条項)」をすべてセットでお契約いただけます。また、オプションとして「船体保険(船体条項)」をご契約いただくことができます。

ご希望に応じて基本補償をお選びください。

船体保険 (船体条項)



補償内容

沈没、座礁、座洲、衝突、火災、爆発、盗難*1、
航行中および艇庫保管中に生じた風水災等の不測かつ突発的な事故によって、
船体、船体付属の機器・装備品*2に生じた損害を補償します。

*1 水上バイクの盗難による損害は保険金をお支払いできません。

*2 船体に定着または装備された標準機器・装備品および申込書に明記いただいた装備品・付属機器が補償の対象となります。

(詳細は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。)

※ 燃料、食料その他の消耗品は補償の対象となりません。

保険金額(ご契約金額)・免責金額(自己負担額)の設定について

船体保険(船体条項)の保険金額(ご契約金額)・免責金額(自己負担額)の設定については以下の点にご注意ください。

船体保険(船体条項)の保険金額(ご契約金額)

保険金額(ご契約金額)は、保険の対象となる船舶の時価額(▲1)に基づいてお決めください。

保険金額(ご契約金額)が、時価額(▲1)を超過する場合、保険金のお支払いは時価額が限度となります。

また、保険金額(ご契約金額)が時価額(▲1)に満たない場合には、保険金のお支払いがその満たない割合に応じて削減されますのでご注意ください。

時価額(▲1)の算出方法

再調達価額(▲2)から、使用損耗による減価分を控除して決定します。

大型ヨット、キャビン付ヨット、その他オーダーメイドの艇については、年3%から5%の減価率を見込んで、時価額(▲1)を算出してください。それ以外の艇については下表を参考に時価額(▲1)を算出してください。

〈汎用小型ヨット・モーターボートの場合〉

使用年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
減価率	0%	30%	40%	50%	60%	70%	80%
残価率	100%	70%	60%	50%	40%	30%	20%

〈水上バイクの場合〉

使用年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
減価率	0%	30%	50%	70%	80%	90%
残価率	100%	70%	50%	30%	20%	10%

船齢が高く、計算上の残価率が40%未満となる場合でも、良好にメンテナンスされている場合には、残価率を40%(水上バイクは30%)と考えることができます。

船体保険(船体条項)の免責金額(自己負担額)

船体保険(船体条項)の1事故あたりの免責金額(自己負担額)は、
保険金額(ご契約金額)の10%以上の設定をお願いしています。

※免責金額(自己負担額)は全損(全部損害)事故の場合には適用されません。



1【時価額】.....
同等の物を新たに作製または購入するのに必要な金額から使用損耗による減価分を差し引いた金額をいいます。

2【再調達価額】.....
保険の対象となる船舶と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。市場取引価格等を参考に決定します。

お支払いする保険金

保険の対象となる船舶に生じた損害に対して
保険金をお支払いします。

全損(全部損害)の場合

保険の対象となる船舶の時価額(▲1)を保険金額(ご契約金額)を限度にお支払いします。

全損(全部損害)以外の場合

次の①から④の費用の合計額から免責金額(自己負担額)を控除した額をお支払いします。

- ①修理費(復旧に必要な修理費および損害発生の地から最寄りの修理工場または弊社の指定する場所までの曳航・運搬費用もしくは航行のための仮修理費用)
- ②事故発生時の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③事故につき損害賠償請求できる場合の権利保全または行使に必要な手続きを行うために要した費用
- ④盗難にあった保険の対象となる船舶を引き取るために必要であった費用

⚠ 保険金額(ご契約金額)。保険金額が時価額(▲1)を超えるときは、時価額とします。)を限度とします。
また、保険金額(ご契約金額)が時価額に満たない場合は以下の計算式により保険金を算出します。

保険金 =

$$\frac{【損害額 - 免責金額(自己負担額)】}{\text{時価額}(▲1)} \times \frac{\text{保険金額(ご契約金額)}}{\text{時価額}(▲1)}$$

⚠ 損傷した保険の対象となる船舶の修理に際し、部分品を交換してその船舶の価額が増加した場合は、その増加額を上記①から④の合計額から控除した額を損害の額とします。また、修理に伴って残存物がある場合は、その残存物の価額を上記①から④の合計額から控除した額を損害の額とします。



⚠ 詳細は、保険約款をご参照ください。また、ご不明な点がありましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような損害については、
保険金をお支払いできません。

- ①戦争、外国の武力行使、内乱、暴動等によって生じた損害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ③核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- ④北海道、本州、四国、九州、奄美の各本島および沖縄諸島の陸地から200km以内の水域および内陸の範囲から離脱しているときに生じた事故による損害。ただし、その離脱が保険の対象となる船舶またはその搭乗者に切迫した危険を避けるためまたは人命を救助するためである場合を除きます。
- ⑤ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)またはこれらの者の法定代理人、同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害
- ⑥船舶自体の欠陥、さび、腐しょくその他自然の消耗による損害
- ⑦故障損害
- ⑧エンジンの盗難による損害(船体とともに盗取された、または艇庫に保管中または保管業者に寄託中に損害を被った場合を除きます。)
- ⑨ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)またはこれらの法定代理人、同居の親族等の酒酔い運転中に生じた損害
- ⑩高潮、暴風雨等の風水災によって生じた損害(航行中、艇庫内に保管中または保管業者に寄託中に損害を被った場合を除きます。)
- ⑪法令により定められた運転資格を有する者の同乗がない状態で操縦されている間に生じた損害(ただし、緊急時等の場合を除きます。)
- ⑫麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦されているときに生じた損害

ヨット特約条項・モーター・ボート特約条項*1における保険金をお支払しない場合

- ①セールに生じた損害(船舶に定着または装備されているマストが全損(全部損害)となった場合を除きます。)(ヨットの場合のみ)
- ②ドライブユニット(プロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケース等)に生じた損害(ヨットの場合は、ヨットの他の部分と同時に損害を被った場合、モーター・ボートまたは水上バイクの場合は、ボート・水上バイクが全損(全部損害)となった場合を除きます。)
- ③エンジンの焼付により、エンジンに生じた損害
- ④船舶から取りはずされて船舶内にない部分品または付属品に生じた損害
- ⑤付属品のうち船舶に定着されていないものに生じた損害(船舶の他の部分と同時に損害を被った場合または火災による損害が生じた場合を除きます。)

盗難危険免責特約条項(水上バイク用)*2における保険金をお支払しない場合

水上バイクの盗難による損害

*1 ヨット特約条項またはモーター・ボート特約条項をセットしてお引き受けさせていただきます。

*2 水上バイクについては、盗難危険免責特約条項(水上バイク用)をセットしてお引き受けさせていただきます。



保険金をお支払いできない場合の詳細は保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。また、ご不明な点がありましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

ご希望に応じて基本補償をお選びください。

賠償責任保険(賠償責任条項)



補償内容

ヨット、モーターボート等の小型船舶の所有・使用・管理に起因して他人の生命・身体を害すること(対人事故)により、または他人の財物を滅失・破損または汚損すること(対物事故)により、

法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



ご注意

次の者が負担する損害賠償責任に限り補償します。

- 記名被保険者(▲3)
- 記名被保険者(▲3)の同居の親族で保険の対象となる船舶を使用・管理中の者
- 記名被保険者(▲3)の承諾を得て保険の対象となる船舶を使用・管理中の者(修理・保管業者等を除きます。)
- 記名被保険者(▲3)の使用者(ただし、記名被保険者(▲3)が保険の対象となる船舶をその使用者の業務に使用している場合に限ります。)

保険金額(ご契約金額)の設定について

1,000万円、2,000万円、3,000万円等、1回の事故につき必要と思われる金額を基準に決定してください。

お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。

保険金

次の①から④の合計額から免責金額(自己負担額)を控除した額を保険金額(ご契約金額)を限度にお支払いします。

- ①損害賠償金
- ②事故発生時の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③事故につき損害賠償請求できる場合の権利保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④損害の発生または拡大の防止のための措置を行った後に賠償責任のないことが判明した場合、その措置のためにかかった費用のうち、応急手当、護送、診療等に要した緊急措置の費用およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用

争訟費用

損害賠償に関する争訟について、以下の費用をお支払いします。ただし、損害賠償金の額が保険金額(ご契約金額)を超える場合には、保険金額(ご契約金額)の損害賠償金に対する割合を乗じたものをお支払いします。

- 弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用その他権利の保全・行使に必要な手続きを行うために要した費用



詳細は、保険約款をご参照ください。また、ご不明な点がありましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような事由により生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- ①戦争、外国の武力行使、内乱、暴動等によって生じた損害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ③核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- ④北海道、本州、四国、九州、奄美の各本島および沖縄諸島の陸地から200km以内の水域および内陸の範囲から外れているときに生じた事故による損害。ただし、その離脱が保険の対象となる船舶またはその搭乗者に切迫した危険を避けるためまたは人命を救助するためである場合を除きます。
- ⑤ご契約者、記名被保険者(▲3)またはこれらの者の法定代理人等の故意によって生じた損害
- ⑥⑤に規定する者以外の被保険者(補償を受けられる方)の故意によって生じた損害。
- ⑦搭乗者(操縦者を含みます。)に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑧第三者との間で締結した特約により加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害



保険金をお支払いできない場合の詳細は保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。また、ご不明な点がありましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。



3【記名被保険者】
ご契約時に補償を受けられる方として申込書に明記された方のことをいいます。

ご希望に応じてオプションをお選びいただくことが可能です。

オプション

搭乗者傷害保険 (搭乗者傷害危険担保特約条項)



補償内容

ヨット、モーターボート等の小型船舶に搭乗中の人人が、衝突・転覆・転落等の急激かつ偶然な外来の事故により、**死亡された場合、後遺障害を被った場合または負傷して医師の治療を要した場合に補償します。**

保険金額 (ご契約金額) の設定について

- 1名あたりの保険金額(ご契約金額)と1事故あたりの保険金額(ご契約金額)をお決めいただきます。
- 1回の事故について、1名あたりの保険金額(ご契約金額)は死亡のときの支払額および後遺障害の場合のお支払いの最高額となります。(ただし、1回の事故で複数名が死傷した場合に、お支払い対象となるべき保険金の合計額が1事故あたりの保険金額(ご契約金額)を超えるときは、1事故あたりの保険金額(ご契約金額)がお支払いの上限となります。)

お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。

死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故による傷害がもとで事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合に、1名あたり保険金額(ご契約金額)の全額をお支払いします。

後遺障害 保険金

急激かつ偶然な外来の事故による傷害がもとで事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて1名あたり保険金額(ご契約金額)の3%~100%をお支払いします。

医療保険金



急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、生活機能・業務能力が滅失または減少をきたしかつ医師の治療を要した場合に、平常の生活または業務に復することができるまでの、治療日数1日につき1名あたり保険金額(ご契約金額)の1,000分の1の額をお支払いします。(事故の日からその日を含めて180日以内の入院・通院に限ります。)

- 1回の事故につき、お支払いする保険金は上記保険金を合計して1名につき1名あたり保険金額(ご契約金額)を限度とします。1名ごとの保険金の合計額が1事故保険金額(ご契約金額)を超えるときは、1事故保険金額(ご契約金額)をそれぞれの方にお支払いすべき金額の割合で配分してお支払いします。
- 死亡保険金受取人は、補償を受ける方の法定相続人となります。

詳細は、保険約款をご参照ください。また、ご不明な点がありましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

次の傷害については保険金をお支払いできません。

- 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動等によって生じた傷害
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
- 核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた傷害
- 北海道、本州、四国、九州、奄美の各本島および沖縄諸島の陸地から200km以内の水域および内陸の範囲から外れているときに生じた事故による傷害。ただし、その離脱が保険の対象となる船舶またはその搭乗者に切迫した危険を避けるためまたは人命を救助するためである場合を除きます。
- 被保険者(補償を受けられる方)の故意または重大な過失によって、その本人について生じた傷害
- 酒酔い運転中の事故で、操縦していた本人に生じた傷害
- 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができるないおそれがある状態で操縦しているときに、その本人について生じた傷害
- 被保険者*(補償を受けられる方)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた傷害
- 平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋バ腺炎、敗血症、破傷風等)
- 船舶の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者が操縦している間に生じた傷害

* この特約条項における被保険者とは、保険の対象となる船舶の搭乗者および操縦者をいいます。



保険金をお支払いできない場合の詳細は保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。また、ご不明な点がありましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

ご希望に応じてオプションをお選びいただくことが可能です。

オプション

捜索救助費用保険 (捜索救助費用担保特約条項)



補償内容

ヨット、モーターボート等の小型船舶に搭乗中の人人が**遭難したことによって支出した捜索救助費用を補償します。**

保険金額(ご契約金額)の設定について

保険金額(ご契約金額)は1回の事故につき50万円、100万円、200万円のいずれかでお決めください。

お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。

- 保険の対象となる船舶に搭乗中の人人が遭難したことによって負担する捜索、救助または移送するための費用のうち、社会通念上その支出が妥当でかつ、保険金を支払うべき遭難と同様のその他に事故に対しても通常負担すると認められる金額を保険金額を限度にお支払いします。
- 1回の事故で2名以上の保険の対象となる船舶に搭乗中の方が遭難された場合に、それぞれの方にお支払いすべき費用の額の合計額が保険金額(ご契約金額)を超えるときは、保険金額(ご契約金額)をそれぞれの方にお支払いすべき費用の額の割合で配分して、それぞれの方にお支払います。



詳細は、保険約款をご参照ください。また、ご不明な点がありましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような事由により生じた損害については保険金をお支払いできません。

- 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動等によって生じた損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- 北海道、本州、四国、九州、奄美の各本島および沖縄諸島の陸地から200km以内の水域および内陸の範囲から外れているときに生じた事故による損害。ただし、その離脱が保険の対象となる船舶またはその搭乗者に切迫した危険を避けるためまたは人命を救助するためである場合を除きます。
- 被保険者(補償を受けられる方)の故意または重大な過失によって生じた、その本人にかかる損害
- 酒酔い運転中の事故で、操縦していた本人にかかる損害
- 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができるないおそれがある状態で操縦しているときに、操縦していた本人にかかる損害
- 被保険者*(補償を受けられる方)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたその本人にかかる損害
- 船舶の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者が操縦された間に生じた損害

*この特約条項における被保険者とは、保険の対象となる船舶の搭乗者および操縦者をいいます。

保険金をお支払いできない場合の詳細は保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。また、ご不明な点がありましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

セットできる特約

●オプション：次の特約条項をセットしてご契約いただくことが可能です。
詳細は保険約款をご参照いただき、代理店または弊社までお問い合わせください。

特約条項の種類	対象となる条項・特約条項	特約条項の概要	保険料の割引・割増
風水害危険担保特約条項	船体条項	洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然変象によって生じた船舶の損害は、航行中または艇庫内に保管もしくは船舶の保管業者に寄託中に生じた場合のみ補償の対象となります。この特約条項をセットするところ以外の場合でも補償の対象となります。	船体保険（船体条項）の保険料が割増となります。
風水害危険不担保特約条項	船体条項	洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然変象によって生じた船舶の損害について、航行中を除いて保険金支払いの対象としない特約条項です。	船体保険（船体条項）の保険料が割引となります。
協定保険価額特約条項	船体条項	保険契約申込み時に保険の対象となる船舶の時価額（▲1）を評価して、その額を保険証券に記載して協定する特約です。保険金額（ご契約金額）は協定した時価額（▲1）と同額としてください。保険の対象となる船舶の時価額（▲1）の評価に際しては、資産台帳、売買契約書等から取得価格、経過年数等をご確認いただき適切な時価額（▲1）を算出いたします。	保険料の割引・割増はありません。
搭乗者の範囲に関する特約条項	搭乗者傷害危険担保特約条項・ 捜索救助費用担保特約条項	保険の対象となる船舶に牽引されているバナボート、パラセール等非自航式レジャー用遊具の搭乗者も搭乗者傷害危険担保特約条項および捜索救助費用担保特約条項の補償の対象とする特約条項です。	搭乗者傷害保険（搭乗者傷害危険担保特約条項）および捜索救助費用保険（捜索救助費用担保特約条項）の保険料が割増となります。
全損のみ担保特約条項	船体条項	保険の対象となる船舶が全損となった場合に限り保険金をお支払いする特約条項です。	船体保険（船体条項）の保険料が割引となります。

お支払いいただく保険料（例）

保険料は、保険の対象となる船舶の種類（ヨット、モーターボートまたは水上バイク等）、保険の対象となる船舶の艇長・馬力（ヨットでは艇長、モーターボートおよび水上バイクでは馬力）および営業用であるか否か等により異なります。

保険料例

①

- 保険期間：1年
- 払込方法：一時払
- 使用区分：営業・業務以外での使用
- 船舶の種類：ヨット
- 艇長：8m

基本補償として船体保険、賠償責任保険の両方、オプションとして搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険の両方をご契約される場合

船体保険	保険金額（ご契約金額）：80万円 免責金額（自己負担額）：8万円 の場合	20,160円
賠償責任保険	保険金額（ご契約金額）：3,000万円 免責金額（自己負担額）：1万円 の場合	11,910円
搭乗者傷害保険	保険金額（ご契約金額）：1名200万円 1事故600万円の場合	2,580円
捜索救助費用保険	保険金額（ご契約金額）：100万円の場合	2,580円

保険料 **37,230円**

②

- 保険期間：1年
- 払込方法：一時払
- 使用区分：営業・業務以外での使用
- 船舶の種類：モーターボート
- 馬力：90馬力

基本補償として賠償責任保険、オプションとして搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険の両方をご契約される場合

賠償責任保険	保険金額（ご契約金額）：3,000万円 免責金額（自己負担額）：1万円 の場合	12,500円
搭乗者傷害保険	保険金額（ご契約金額）：1名200万円 1事故1,000万円の場合	3,260円
捜索救助費用保険	保険金額（ご契約金額）：200万円の場合	4,010円

保険料 **19,770円**

保険料表

水上バイク、営業用・業務用のヨット、または営業用・業務用のモーターボートについては、本表は適用できませんので、代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 船体保険 免責金額（自己負担額）：船体の保険金額（ご契約金額）の10%相当額

保険金額（ご契約金額）	30万円	50万円	80万円	100万円	120万円	150万円	180万円	200万円	250万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円
保険料	7,560円	12,600円	20,160円	25,200円	30,240円	37,800円	45,360円	50,400円	63,000円	75,600円	126,000円	201,600円	252,000円

2. 賠償責任保険 免責金額（自己負担額）：1万円

ヨット A／船体保険をセットした場合 B／船体保険をセットしない場合

保険金額（ご契約金額）	1,000万円			2,000万円			3,000万円		
大きさ	8m以下	8m超13m以下	13m超	8m以下	8m超13m以下	13m超	8m以下	8m超13m以下	13m超
保険料(A)	10,920円	21,840円	35,810円	11,420円	22,840円	37,440円	11,910円	23,830円	39,070円
保険料(B)	12,140円	24,270円	39,790円	12,690円	25,370円	41,600円	13,240円	26,480円	43,410円

モーターボート A／船体保険をセットした場合 B／船体保険をセットしない場合

保険金額（ご契約金額）	1,000万円			2,000万円			3,000万円		
大きさ	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超
保険料(A)	6,510円	10,310円	17,480円	6,810円	10,780円	18,270円	7,110円	11,250円	19,070円
保険料(B)	7,240円	11,460円	19,420円	7,570円	11,980円	20,300円	7,900円	12,500円	21,180円

3. 搭乗者傷害保険

保険金額（ご契約金額）	(1名/1事故) 100万円/ 100万円	(1名/1事故) 200万円/ 200万円	(1名/1事故) 300万円/ 300万円	(1名/1事故) 200万円/ 400万円	(1名/1事故) 200万円/ 600万円	(1名/1事故) 200万円/ 800万円	(1名/1事故) 200万円/ 1,000万円	(1名/1事故) 200万円/ 1,200万円	(1名/1事故) 1,400万円/ 1,600万円	(1名/1事故) 1,800万円/ 2,000万円
保険料	590円	1,180円	1,770円	2,000円	2,580円	2,980円	3,260円	3,460円	3,560円	3,660円

* 1名あたりの保険金額（ご契約金額）は、1,500万円が限度です。1,500万円まで上表にない

保険金額（ご契約金額）を希望される場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

4. 捜索救助費用保険

保険金額（ご契約金額）	50万円	100万円	200万円
保険料	1,430円	2,580円	4,010円

* 保険金額（ご契約金額）は上表の3種類からお選びください。



詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約の際に ご準備いただく事項

- ご契約をお申し込みいただく際は、次の事項をご確認ください。
- 保険の対象となる船舶の種類…ヨット、モーターボート、水上バイク等をご確認ください。
- 保険の対象となる船舶の艇長・馬力

ヨットの場合

艇長

モーターボート・水上バイクの場合

馬力

- 保険の対象となる船舶の用途
 - 保険の対象となる船舶の船名・型式・船体番号
 - 保険の対象となる船舶の主たる保管場所・保管施設の構造
 - 保険の対象となる船体の状況…損傷箇所があれば、その箇所をご確認ください。
- 船舶検査証書が発行されている場合は、船舶検査証書をご準備ください。
ご不明の点等がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約の際のご注意

- このパンフレットの保険料は自家用のヨット、モーターボート(20トン未満に限ります)、の1年契約の保険料です。水上バイク、営業用・業務用のヨット、営業用・業務用のモーターボート等についてのお引受けや、その他、このパンフレットに記載以外の条件でのご契約は代理店または弊社にご相談ください。

- 告知義務:申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時にこれらの事項に正確にお答えいただけます。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。(弊社の代理店には、告知受領権があります。)

- 通知義務:ご契約の後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡をいただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険の対象となる船舶の保管施設の構造を変更したこと。
- 保険の対象となる船舶の船種、艇長、馬力を変更したこと。
- 保険の対象となる船舶の保管場所を変更したこと。 等

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にもご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- この保険の保険期間は、1年間です。

- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約に基づいて保険金をお支払いします。

事故が起きた場合の手続き

■事故の通知

損害が生じたことを知った場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

■保険金請求に必要な主な書類

保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書等、保険の対象の盗取による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類、賠償責任条項に関する保険金請求に関しては法律上の損害賠償責任額を示す示談書等をご提出いただく場合があります。

■保険金請求の時効

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

■賠償事故の場合

賠償事故に関わる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおおすすめください。また、この保険では、保険会社が被保険者(補償を受けられる方)に代わって被害者と示談を行う「示談代行サービス」はございません。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は 119番・110番

 0120-119-110

受付時間: 24時間365日

お問い合わせ先

再生紙を使用しています。

■先取特権について

賠償責任条項で、保険金を支払う場合、賠償事故の被害者は被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について先取特権を有します。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。このため、被保険者(補償を受けられる方)が保険金を請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者(補償を受けられる方)が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者(補償を受けられる方)への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者(補償を受けられる方)の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

 0120-868-100

受付時間: 午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。